

第2回世羅町議会定例会会議録

令和6年6月14日
第4日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第2回世羅町議会定例会 (第4号)

令和6年6月14日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

- | | |
|--------------|---|
| 第 1 議案第 57 号 | 財産の取得について |
| 第 2 議案第 58 号 | 財産の取得について |
| 第 3 議案第 59 号 | 財産の取得について |
| 第 4 陳情第 4 号 | 安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまも
るための陳情 |
| 第 5 陳情第 5 号 | 国の責任による教職員定数改善および住民無視の学校統廃
合を強制しないことを求める陳情 |
| 第 6 | 総務文教常任委員会報告 |
| 第 7 | 産業建設常任委員会報告 |
| 第 8 | 議会広報広聴常任委員会報告 |
| 第 9 | 議会改革調査特別委員会調査中間報告 |
| 第 10 | 学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告 |
| 第 11 | 議員派遣について |

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

3 番 上 本 剛

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 藤 原 康 治
社会教育課長 正 田 一 志	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (3名)

事務局長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
囑託書記 貞 光 有 子	

開 議 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長(米重典子) ただいまの出席議員は 11名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

この際、日程第1 議案第57号 財産の取得についてから日程第3 議案第59号 財産の取得についての「3件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長(広山幸治) 議長。

○議長(米重典子) 総務課長。

○総務課長(広山幸治) おはようございます。議案1ページをお開きください。

3件を一括して提案説明させていただきます。

議案第57号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年世羅町条例第56号)第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和6年6月14日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付積載車購入について、4者による指名競争入札執行の結果、令和6年5月29日、有限会社セラオート 代表取締役 糀谷 彰に落札決定したので、物品購入契約を締結するものでございます。

次ページをお開きください。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
車 輛	小型動力ポンプ付積載車 (第1分団第1部1班)	1台

2 取得価格

小型動力ポンプ付積載車 (第1分団第1部1班)

10,962,600円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 996,600円)

3 相手方

有限会社セラオート

代表取締役 糀谷 彰

(詳細説明)

議案の3ページにお戻りください。

議案第58号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年世羅町条例第56号)第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和6年6月14日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付軽積載車購入について、4者による指名競争入札執行の結果、令和6年5月29日、荒谷オート株式会社 代表取締役 荒谷 勝之に落札決定したので、物品購入契約を締結するものでございます。

次ページをお開きください。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
-----	-----	-----

車 輛	小型動力ポンプ付軽積載車 (第4分団第1部1班)	1台
-----	-----------------------------	----

2 取得価格

小型動力ポンプ付軽積載車 (第4分団第1部1班)

7,920,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 720,000円)

3 相手方

荒谷オート株式会社

代表取締役 荒谷 勝之

(詳細説明)

議案の5ページをお願いいたします。

議案第59号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年世羅町条例第56号)第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和6年6月14日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付積載車購入について、4者による指名競争入札執行の結果、令和6年5月29日、双葉自動車株式会社 代表取締役 岡田 賢造に落札決定したので、物品購入契約を締結するものでございます。

6ページをお開きください。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
-----	-----	-----

車 輛	小型動力ポンプ付積載車 (第5分団第1部2班)	1台
-----	----------------------------	----

2 取得価格

小型動力ポンプ付積載車 (第5分団第1部2班)

11,770,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1,070,000円)

3 相手方

双葉自動車株式会社

代表取締役 岡田 賢造

(詳細説明)

○議長 (米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

○4番 (矢山 武) 議長。

○議長 (米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番 (矢山 武) 更新ということで20年を基準にというような説明であったわけですが、車の状況等もそれぞれによって違うという点があるんじゃないかと思うわけですが。現在使用しているものの状況はどうか。

それから3月31日に期限を迎えるということですが、大体の納車の期間がかなり長いんで、かなりの時間がかかるというのはわかるんですが、そこらの考えを併せてお尋ねします。

○総務課長 (広山幸治) 議長。

○議長 (米重典子) 総務課長。

○総務課長 (広山幸治) お答えいたします。まず車両の状況等につきましてでございますが、20年をあくまで目安と捉えております。この3台につきましては22年が経過しているということでございます。

車両の点検等につきましては毎月各車両ごとに行っているところがございます。状態の悪い、不具合が生じているものについてはその都度修繕等行っております。バッテリー交換等の日常考えられるものから不具合があったものにつ

いては随時点検、それから維持管理等行っているところでございます。

もう1点、車両の調達に係る納期等の考えでございます。こちらの3台の車両につきましては令和7年度の中で車検満了となることで、早期に、令和6年度で調達を行うということを考えてございます。車両の調達においては艤装の作業があるために、長期間に及ぶことが考えられます。4か月以上、または6か月になることもございます。また昨年においては半導体の調達等によりまして、納期がかなり長くなるといった傾向もありますので、ある程度の余裕を持って6年度において調達をしてみたいと考えてございます。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 現在使用している車の処分についてはどのように考えておられるのか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 現在の既存の車両についてでございます。既存の車両につきましては現在使用している装備品等たくさん積んでいる状態でございます。そういったものを生かせるものは次の更新車両に載せ替えるといったようなことを行いながら、使えるものは使うといった形で、車両本体ですとか、その他使用に供さないものにつきましては業者において処分をいただくということを考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 入札に付す前提として仕様書を示すということになるだろうと思いますが、車両の仕様、それから小型動力ポンプの仕様、2ストロークと4ストローク、これの条件を示してあるのかどうか。それと価格の差がどの程度出てきているのか。値段がちょっと違うのでこころの説明をお願いしたいと思います。

それと装備品はどの入札においても同じ条件で出されておりますが、そういったものの差異はないと思うんですが、車両、それから動力ポンプ、これの差がどのように出てきているのか、説明をお願いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） この調達にあたっての仕様でございます。車両それから

ポンプそれぞれについてご説明をさせていただきます。

まずこの調達にあたりましては使用する各消防団の班からの希望をとる形をとっております。車両につきましては普通車とするか、軽とするかの選択をいただくように行っております。各班の状況によりまして、屯所の状況、団員数の確保から、軽自動車を選ばれるといったこともございます。普通車を選ばれた場合には基本、四輪駆動のものでディーゼル車をベースに調達をしていくというふうに考えているところでございます。車両の特定はいたしておりません。

ポンプにつきましては等級Bの3ということで指定をしております。これは運動性の能力でBの2以下とするというような基準がございまして、世羅町においてはどの班においてもBの3級で統一をしているところでございます。

2ストロークと4ストロークでございますが、過去においては4ストロークのほうが高額であったり、重量が重いというような差異があったのですが、近年におきましては重量等につきましてはほぼ差がないような形になっております。

金額の面においては、若干4ストロークのほうが高額というような傾向があると見積もり等の状況から考えておりまして、今回調達いたします仕様におきましては、約210万円から230万円の間に調達が可能ということで、4ストローク、2ストロークの差と言いますと、10万円から20万円の差があるという状況でございます。

実際に使用されます団員の通常の日頃のメンテナンス等でオイル交換であったり、使いやすさ等の観点から、2ストローク、4ストロークも選んでいただくということで使用される班の希望によって調達を行っているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第57号 財産の取得について 討論はありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 57 号 財産の取得については 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 58 号 財産の取得について 討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 58 号 財産の取得については 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 59 号 財産の取得について 討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 59 号 財産の取得については 原案のとおり可決されました。

この際、日程第 4 陳情第 4 号 「安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまもるための陳情」から日程第 5 陳情第 5 号 「国の責任による教職員定数改善および住民無視の学校統廃合を強制しないことを求める陳情」までの 2 件を「一括議題」といたします。

日程第 4 から日程第 5 までの 2 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋委員長。

○議長(米重典子) 最初に陳情第4号について報告を求めます。

○総務文教常任委員長(高橋公時) 総務文教常任委員会審査報告をいたします。

総務文教常任委員会 委員長 高橋 公時

6月4日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

1 開会日時 令和6年6月11日(火) 午前9時00分開議

2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子

4 審査事項と結果

(1) 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまもるための陳情

陳情提出者 広島市東区光町2-9-24-205

「公立・公的医療機関再編ストップ！広島県共同行動連絡会」

代表 佐々木敏哉 (広島県民主医療機関連合会 会長)

陳情の趣旨 政府は、超高齢社会を迎える2025年までに全国の入院ベッド5万床減と医療機関を再編・統合する「地域医療構想」に則した「医療・介護総合確保推進法」を成立させ、病床削減と急性期を減らす機能転換を推し進めている。国民の財産である医療提供体制を維持し、誰もがどこに住んでも安心して医療・介護を利用できるよう国に対して意見書を提出して欲しいという要望。

委員の議論 委員からは、「採択すべき」との意見や「介護・医療・福祉については利用者負担の面もある。これは国において、より議論を深めていただければと考える。陳情を出すべきではない」との意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第5号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時）

（2）陳情第5号 国の責任による教職員定数改善および住民無視の学校統廃合を強制しないことを求める陳情

陳情提出者 広島市東区光町2-9-24-205

「公立・公的医療機関再編ストップ！広島県共同行動連絡会」

代表 佐々木敏哉（広島県民主医療機関連合会 会長）

陳情の趣旨 教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置の事態が深刻化している。国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正を国の責任で行うことが必要である。また、「効率化」「合理化」あるいは「小中一貫校推進」の名のもとにすすめられる「学校統廃合」を一方向的にすすめないことを国にはたらきかける意見書採択して欲しいという要望。

委員の議論 委員からは、「採択すべき」との意見や、「町教育委員会も段階的に学級の定数を引き下げており、効果を見極める必要がある。よって不採択である」などの意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○1番（高橋公時） 以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告いたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第4号 「安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまもるための陳情」の討論は、ありませんか。

〔なしの声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第4号 「安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまもるための陳情」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。本件について

「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第4号「安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまもるための陳情」は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第5号「国の責任による教職員定数改善および住民無視の学校統廃合を強制しないことを求める陳情」の討論は、ありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第5号「国の責任による教職員定数改善および住民無視の学校統廃合を強制しないことを求める陳情」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第5号「国の責任による教職員定数改善および住民無視の学校統廃合を強制しないことを求める陳情」は 不採択とすることに決定されました。

日程第6 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。総務文教常任委員会 委員長 高橋 公時

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和6年6月11日（火） 午前9時00分開議

2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、

米重典子

- 4 説明員 町長、副町長、財政課長、企画課長、子育て支援課長、健康保険課長、福祉課長 教育長、学校教育課長、社会教育課長

5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 指定管理施設 山福田自治センター（大字山中福田）

(ア) 活動（利用）状況及び今後の計画

過去5か年の自治センター利用状況は、令和1年138回/1,693人、令和2年88回/1,032人、令和3年76回/908人、令和4年106回/1,290人、令和5年118回/1,631人である。

主な利用内容は、サロン活動、蛍まつり、お盆祭り（納涼の夕べ）、防災訓練、敬老会、花いっぱい活動、スポーツ大会、理事会・各部会会議などである。利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年～4年度は減少しているが、令和5年度はコロナ禍前の利用者に戻りつつある。

今後の計画は、令和6年4月24日山福田自治振興協議会総会において各事業実施計画が承認され、蛍まつり・敬老会・お盆祭り・スポーツ大会を軸に、新自治センターを拠点に展開する予定である。

委員から、新・山福田自治センターの整備事業の一部国費には、町づくりの一つである地域交流の拠点施設としての役割が含まれているとの問いに対して、活用事例として先般、花夢の里での結婚式フォト撮影のため、着付けの利用された事例を報告された。

担当課としてもこれまでの地域づくりだけでなく、交流活動拠点施設の一つとして山福田自治センターと協働のまちづくりを進めていきたいと考えていることを確認した。

イ 世羅郷土民俗資料館（大字重永）

(ア) 施設利用状況及び保管状況

開館日：定期開館/毎月第3日曜日の午後（※事前連絡あれば随時開館）

利用状況は、令和3年度9回/37人、令和4年度16回/67人、令和5年度19回/264人である。資料状況は、収蔵資料点数：約6000点。主な収蔵資料は、農林業関連資料、酒造関連資料及び教育関連資料等である。

委員から未だ旧町単位にある資料館の統合の考えはの問いに、管理 いた
だいている団体と共にこれからもしっかりと資料の管理をしつつ徐々に整
理し、将来に向けて統合も見据え、どのような方向が良いか鋭意検討中
であることを確認した。

(2) 自治センターの指定管理について

ア 指定管理期間満了に伴う各自治センターの指定管理者の選定方法

自治センターは住民の主体的な地域づくり活動の拠点施設とし、住民自治組織
が地域づくり活動をけん引する役目を担っている。地域の重要な拠点施設であ
り、お金を稼ぐための施設でも、稼ぐことができる施設でもない。現段階では、
指定管理は継続の意向である。一般公募とした場合、現在の予算額では応募者が
いない事も想定される。自治組織以外の団体などが指定管理者と決定した場合、
予算額を理由に、自治センターの開館日、時間の短縮や施設利用料に応じた利用
者の決定などがなされる可能性も考えられる。その場合には、現在のような指定
管理料の精算という運用は不可能となる。以上のことから、現時点では、自治セ
ンターの指定管理者の選定方法は、非公募による選定を考えている。

(3) 令和6年度入札発注工事(250万円以上)の契約・進捗状況及び発注予定につ いて

入札発注工事一覧表により、子育て支援課1件。建設工事発注予定一覧よ
り、財政課1件、子育て支援課1件、学校教育課3件の調査を行った。

(4) 陳情第4号「安全・安心の医療・介護実現と国民のいのちと健康をまもるた めの陳情」に対する町の考え方

医療機関の統廃合については、人口減少により過剰となる急性期病床を、高齢
化により不足する回復期病床に転換するなど地域で求められる医療機能を確保す
るため、医療機関で検討し決定されている。地域の実情に沿った見直しになるも
のと考えており町村会での要望事項から削除している。診療報酬の改定について
は、国での社会保障制度全体の問題として議論されるべきものと考えており、診
療報酬の再改定に限っての要望はふさわしくないものとする。

(5) 中学校部活動の地域移行について

ア 保護者説明会の状況

5月14日せら文化センター、約40人。5月17日せらにしタウンセンター、約

30人が説明会に出席。「部活動の地域移行の方針案」「部活動の地域移行構想図」「部活動の地域移行のスケジュール」について説明をした。目的として①将来にわたり、子供達が生涯スポーツ・競技スポーツ及び文化活動に継続して取り組む事が出来る機会を確保②地域の持続可能で多様なスポーツ・文化活動の環境の一体的な整備③学校の働き方改革による学校教育の質の向上。部活動の課題として、少子化による部活数及び加入する生徒の減少や教員による部活動指導の負担（競技など経験のない教員が指導、休日勤務など）生徒の多様なニーズ（競技志向とレク志向の混在）

（6）学校制服について

ア 来年度の小中学校制服の価格（小学校4校/中学校3校）

来年度、小中学校の制服価格（価格決定時期）について販売店からの聞取は、甲山小 R6年/22,190円（決定）、R7/22,200円、昨年並みである。せらひがし小 R6/30,600円（12月）、R7年（現在のところ値上げ情報ない）。世羅小 R6/35,460円（7月）、R7値上げ15%/40,779円。せらにし小 R6/19,040円（6月末）値上げ（販売店と協議中）。甲山中男子 R6/49,300円、女子 R6/51,900円（7月）値上げ。世羅中男子 R6/66,190円（7月）R7値上げ15%/76,118円、女子 R6/65,890円（7月）R7値上げ15%/75,773円、上着変更を検討中。世羅西中男子 R6/58,950円、世羅西中女子 R6/60,540円（6月末）値上げ（販売店と協議中）。

イ 教育委員会の取組

昨年末に業者の方から、次年度に向けた制服については、年度当初の5月・6月の早い段階で、品質や価格について相談すれば検討すると伺ったことから、4月の校長会議で全校長に対して「生地の変更」「デザインの変更」などで価格を下げる事が出来るかどうか販売取扱店に問い合わせることについて指示をした。さらに4月末には、学校教育課長から各校長に対して同様の指示も行っている。委員から、町内事業者が学校制服を取扱うことは十分理解出来るが、こうも金額が高くては、保護者の方が納得しないのではの問いに、今できる第一段階の指示・対策をしたところである。今の範囲のなかでは、価格については頭打ちになっている。次の段階に進むとしたら、学校長に対しPTA役員、保護者と協議してみしてほしいと、情報提供をする方向性をもっている。さらに委員から支払いに関しては、昨今において現金収受を止め口座振替や郵便振り込みといった方法をとるべきではの問いに、業者との協議が必要ではあるが、現金での納入をし

ないよう学校のほうに指導したい。

(7) 学校図書費の活用状況について

令和4年度の図書購入費執行状況は、小学校費・予算額111万1千円、決算額111万215円、予算執行率99.93%。中学校費・予算額169万5千円、決算額166万9081円、予算執行率98.47%。令和5年度は、小学校費・予算額154万3千円、決算額154万1599円、予算執行率99.91%。中学校費・予算額/201万5千円、決算額196万171円、予算執行率97.28%。

購入図書のジャンルとして、小学校（物語・絵本・歴史読み物・伝記・名言集・社会科学・自然科学・飼育・栽培・工作・図鑑・事典）中学校（文学/エッセイ、ミステリー、ファンタジー、歴史時代小説、古典/ノンフィクション、自然科学、スポーツ、実用書/SDGs・語学・絵本）などである。

(8) 陳情第5号「国の責任による教職員定数改善および住民無視の学校統廃合を強制しないことを求める陳情」に関する町の考え方

定数法に係る教職員定数の改善については、国の責任において行うべきものであり、県教育委員会においても、国に要望をしている。「効率化」「合理化」にあたることでは、文科省からも「1学年2学級」あることが望ましいという方針は出されていますが、強制力が働くようなことではなく、一方的に進めるというようなものではない。

6 その他（令和6年度行政視察での質問事項等）

視察時期及び調査項目については、7月23日の高知県佐川町では、奨学金返還支援の取組みについて、7月24日の愛媛県内子町では、インクルーシブ教育の取組みについての調査を行うことで視察受入れ先との調整を行っている。行政視察先への質問項目について、各委員からの提出期限を6月14日までとし、視察先へ依頼することで確認した。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第7 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 上羽場委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それでは産業建設常任委員会所管事務踏査報告をいたします。

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 上羽場 幸男

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和6年6月10日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、
（米重議長）
（欠席委員 上本 剛）
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、
建設課長、上下水道課長
- 5 調査項目及び内容

（1） 現地調査

ア 指定管理施設せらにし青少年旅行村（櫛C-PLANTS）（大字黒川）

（ア）事業の取組状況及び解体予定施設の状況

解体予定施設の、旧受付建物とバンガロー8棟の現地確認を行った。

傷み具合は個体によって差があるが、利用に耐えないものと判断する。バンガローは平成28年の観光施設リニューアル計画でも廃止が決まっていたが、計画を作成しただけで現在に至っている。

指定管理者からは、「契約時にバンガローを慎重に確認をしていないが、世羅町の担当者から使うことはできない、壊す予定と聞いた。そのうえで今回申請した。」とのことであった。

このまま当該施設を放置することはできないが、施設内には転落事故の可能性のある池が存在し、安全確保の対策は誰も考慮していないことが確認さ

れた。池の対策が優先するべきと意見が出された。更には、指定管理施設エリア外ではあるが、旧クアパークの危険建物が隣接しており、今後の施設利用計画に大きな弊害になるのではないかと意見も出された。

町執行側からは、安全対策の優先についてしっかり検討して進めたいと回答された。旧クアパークについては、解体するには概算で1億円弱の費用を想定している。

今後の方向性はよく考えていきたいとのことだった。

問題点として、町は、平成28年当時に観光施設リニューアル計画を作成しており、計画に沿って履行していれば、出費の抑制及び負荷の分散を図ることも可能であったと考える。このような実態はその他のことにも伺えるのではないかと。無駄を重ねる体質を改めるべきである。

事業の取組状況については、実施計画書に沿って、計画、取組状況、今後の予定を聞いた。利用者のニーズに合わせて柔軟に取組まれており、現段階では順調に経営されていると受止めた。

(2) サテライトオフィス誘致（お試しオフィス）事業について

ア 視察の受入れ状況

この事業の開始後、令和6年4月現在で、利用者は通算で22件の106人、見学者は通算26件の59人と報告された。

イ 課題対応状況及び支援策

課題である「企業とのファーストコンタクトをいかに増やすか」「お試しオフィス利用後の適切な起業場所の検討」「企業に対しての支援策」「お試しオフィスの利用料金の検討」について資料の通り一定の説明を受けたが、現状、成果を得ていない。オフィス誘致につながるアプローチの方法や熱意、お試し利用後のフォローについて意見が出された。更に、事業の継続についての質問には、「いつまでも補助事業を当てにして行うものではないと考えている」「2、3年の内に実績を出していかなければと考えている」と答えられた。

委員会としては、今後の事業継続の必要性と、それに伴う補助金を含む財源について継続調査が必要と考える。

(3) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

ア 臭気指数の状況及び改善計画の進捗状況

臭気指数の状況について資料の通り説明を受けた。渡部畜産の指数 19 を除いて規制基準値内であった。渡部畜産が基準値を超えていることについて、第 3 牧場と臭気測定ポイントが近接しているため、原因が定かでない。現在、第 3 牧場を空にして洗浄しているので何らかの判断ができるのではと考えている。

改善計画の進捗状況は、豚の全頭搬出、堆肥舎への発酵促進剤散布設備の設置、場内細霧装置の延長については完了している。豚舎の徹底洗浄についても 6 月 17 日には完了予定であり、完了後、町及び地元代表者により 6 月 25 日から 6 月 28 日に現地確認実施予定。その後、使用頭数を最大 6800 頭で飼養再開予定となっている。再開後も堆肥を滞留させないサイクルを確立すると説明を受けた。

その他に、プライフーズ甲山農場が当地での事業を終了したことに伴い、農場内の立ち入り確認を実施したいと考えている。また、臭気測定には 1 地点 6 万円の費用が掛かり頻繁にはできない。そこで、臭気モニター測定機器の活用を事業者に提案しているとのことである。

(4) 令和 6 年度入札発注工事（250 万円以上）の契約・進捗状況及び発注予定について

発注予定一覧により、建設課 21 件、産業振興課 5 件、上下水道課 3 件、商工観光課 1 件の調査を行った。

(5) 公共下水道処理能力と加入状況について

ア 区域別の整備面積と直近の加入状況

令和 5 年度末で、整備面積 103.71ha、整備率 93.6%、供用数 854 戸、加入率 46.1%となっている。処理能力については、令和 6 年 5 月現在、日最大 1000 m³に対して、日平均 342 m³、日最大 526 m³となっている。供用数は 1 年で 83 戸の増である。

下水道整備区域内で下水道を通すということで新たに町道を認定した。尚かつ、6 件の住宅が新築された。しかし、3 件は、合併浄化槽にされた。宅地の開発申請を町が受けているのになぜこうなるのか。誰にとっても不利益であるとの意見が出た。

イ 今後の事業計画

事業計画区域については、処理能力の範囲内で検討し変更を行う。認可計画区域の変更については、国庫補助金の対象が令和9年以降は限定されることから令和6年度中に精査し、令和7年10月に事業計画の変更申請となるよう進めると示された。このことに関連して委員から、昭和町地区の認可区域の見直しをするべきと意見が出された。

(6) 有害鳥獣対策について

ア シカによる農作物等への被害状況と被害防止対策

資料の通り被害状況と環境整備、侵入防止柵設置への補助金の状況及び捕獲数が示された。シカの生息数は増加しているが効果的な対策に苦慮しているのが現状である。捕獲を重点に新たな方策も模索するとのことである。

(7) バイオマス事業の現状と今後の予定

ア 事業者による事業提案等協議会の開催状況

低級油脂の燃料化リサイクル事業の運用状況、バイオガス発電事業の調査結果、バイオ炭事業の仕組み検討について関係者との調整後に開催予定。

低級油脂の燃料化リサイクル事業は世羅町内で2社が運用している。このことについて町は把握していながら情報が出されない。バイオマス産業都市構想をうちだし、操業を開始した事業者があること、特に、バイオフロンティア株式会社について非常に良いことと考えるが、なぜかと質問が出された。そのことに対して、町としても把握できていなかったと表現された。今後は把握に努め節度を持って情報提供をしたいと答弁をされた。

(8) 農業法人の実態調査について

ア 各法人の決算状況

資料に基づき経営面積の推移、売上高の推移、経営規模別の経常利益の推移が示された。売上高、経常利益ともに、非常に厳しい現状を示している。法人の人手不足を主な要因として農地の管理ができず、その農地を引き受けた時、さらなる生産コストの上昇が起きている。現状を良くするために、町として何らかの政策をうちだし進めなければならないと意見が出された。また、町からの補助金と交付対象についても見直しが必要ではないかとの意見も出された。それに対して、世羅町の農業を維持していくためには避けて通れない問題と捉えている。非常に難しいことだが考えていく時期と認識して

いると答弁された。

6 その他

令和6年度行政視察について、滋賀県甲良町での「民間事業者への指定管理による運営について並びに6次産業化の取組について」と、岡山県西粟倉村での「エネルギーの地産地消への取組」を視察先と決定した。日程を7月9日、10日とすることが確認された。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 2、3お尋ねしたいと思うんですが、2ページの中で旅行村の上段にあります順調に経営をされておるといように報告されたわけですが、この施設の利用状況の動きについて把握をされておれば、来場者が増えているのかどうか、その点がわかればお願いします。

2点目は公共下水道についてですが、3ページの上段、今後の事業計画の点で、最後頃に昭和町の地区の認可区域の変更すべきという意見が出されたということですが、その上に事業計画の変更申請ということが述べられているわけですが、このへんで具体的に今後の計画について、考え方が示されたのかどうか。

そして最後にその下の法人についてですが、町からの補助金の交付対象について見直しが必要ではないかとの意見が出されたということですが、どのような意見なのか、もしわかればお尋ねをいたします。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 上羽場委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それではお答えをいたします。まずせらにし旅行村における来場者数についてでございますけれども、来場者については細かい数字は示されませんでした。しかしながら昨年の6月でしたか、現地調査をいたしました。そのときの計画をいただいております。その計画に対してきっちり進んでいる部分、または計画をした時点との思い込み違い、そういったものをしっかり把握をされておると認められましたので順調にということここで報告をさせていただきました。

そして次の公共下水道についてでございますけれども、昭和町地区の認可区域の見直し、それと事業計画の変更申請ということですが、これは隣接した区域まで昭

和町地区、下水道が来ておって、未整備の、整備計画区域に入っていない部分もですね、非常に人口も多いところであるということで、何とか見直しをという意見が出されましたけれども、これについてはですね、町としてはその後の状況をしっかりとつかんで、もし変更する場合でしたら、変更の申請をされることになろうと思いませんけれども、実際、7月10日までにそれを判断されると思います。6年度中にしっかりと調査をされるということを伺っております。

最後にですね、法人への、農事組合法人への補助金、これ法人に限られたことではありませんけれども、今、法人もなかなか立ち行かなくなっている法人があると。そういったところをどういうふうな補助金を出していくかということ、今までと同じような考え方では町の財源にも制限があることですから、それはできないんじゃないかなというふうな立場からの意見でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第8 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 藤井委員長。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和6年6月12日（水） 午後3時10分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、松尾陽子、向谷伸二、田原賢司、山田睦浩
（米重議長）

（欠席委員 上本 剛）

4 調査項目及び内容

- (1) 令和6年度第1回議会報告会・意見交換会のまとめについて

ア 第1回まとめ

令和6年度第1回目の議会報告会・意見交換会は、昨年につき、世羅高校2学年の「総合的な探求の学習教科」の中の「世羅町の課題」を調査・研究するうえで、世羅町議会との意見交換と交流を深めることにより、世羅町の状況をより具体的に把握して頂けるよう実施したものであります。また、議会としては、若い世代の意見を聴取し、今後の議会活動に反映すると共に、議会の意思決定の参考とするものでもあります。

概要を説明しますと、令和6年5月24日（金）午後2時から4時までの間、議会議場及び第1・2会議室を使い行いました。議会報告会は、議会だよりや身近な課題から生徒自身が気付いた質問と議員が答弁を行う模擬議会の体験を通して議会報告を行いました。高校生の参加者は、議場に30名、本校においてオンライン授業で60名、合計90名の生徒の皆さんが参加されました。

次に、意見交換会は、高校生30名に議員が加わった6班で、「ワークショップ形式」でKJ法を用いて、①「世羅町の魅力って何だろう」及び、②「将来こんな世羅町であって欲しい」の2題で意見交換を行いました。生徒の皆さんは、ブレインストーミングで思いつくままの意見を、付せん用紙に記入し、出された意見を体系的にまとめ、5分以内で発表をして頂きました。

委員からは、「議会報告会」では、昨年と比較して質問の質が上がった、核心を突く質問が多かった、高校生にとって勉強になったと思う、などの意見が出ました。一方では、限られた時間では十分な答弁が出来ないとの意見もありました。

また、「意見交換会」では、テーマを絞り込んでどうか、「私の将来像」を聞いてみたい、世羅町は素敵な町であるとの印象を持っている生徒がいた、など意見が出ました。

これらの意見から、来年も継続して世羅高校生徒との議会報告会・意見交換会を行うことと、質問の量を減らすこと、テーマを絞り込むなど、世羅高校と調整することを申し合わせました。

イ 第2回計画

次回の議会報告会・意見交換会は、3月に実施した「若手農業者ネットワーク会員」の皆様と行った「令和5年度第3回議会報告会・意見交換会」を基に実施することとしました。

このことは、第3回のまとめをする中で、「若い農業者の農業に関するアイ

デアは素晴らしく、実際に政策に繋がるような意見があり、意見を提言にまとめ、単なる意見交換会の場から政策提言へと成果を表してはどうか。」と言う意見を受けて、令和6年度第2回目として取組むものであります。世羅町議会基本条例では、「町民の意見を聴取して議会運営に反映するものとする。」とありますので、その「見える化」を図るものと考えています。

具体的な実施方法は、相手方と協議を行う必要がありますが、委員会で提言のたたき台を作成し、「若手農業者ネットワーク」の皆様と意見交換を重ね、成案にしたいと考えています。

(2) 来月発行の議会だより No. 78 について

表紙の写真は、世羅高校生徒との議会報告会・意見交換会の様子を採用することにしました。また、議会改革調査特別委員会及び学校給食センター整備運営調査特別委員会は各1ページを使い、委員会報告を行うこととしました。この外、補正予算や一般質問の内容など、全20ページとすることを決定しました。

(3) その他

行政視察は、7月25日から26日の2日間の行程で、三重県東員町の住民参加の取組及び、奈良県王寺町の議会だよりリニューアルの効果などを調査することを確認しました。

閉会中の委員会調査は、6月17日から21日の間としました。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第9 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長(山田睦浩) 議長。

○議長(米重典子) 山田委員長。

○議会改革調査特別委員長(山田睦浩) 令和6年6月14日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和6年6月12日（水） 午前10時50分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、矢山 武、
向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、
(米重議長)

(欠席委員 上本 剛)

4 調査事項

(1) 会議規則の改正について

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年4月26日に成立し、5月8日に公布された。これに伴い議会に係る手続きのオンライン化等について全国町村議会議長会から示された標準町村議会会議規則の一部を改正する案に基づき、世羅町議会会議規則を改正することとし、令和6年9月定例会において提案することを確認した。

(2) 会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程について

上記の世羅町議会会議規則の改正に伴い、議会へのオンラインシステム等の技術の活用等を定めることが必要であることを確認し、制定することとした。

(3) 委員会条例の改正について

全国町村議会議長会では、令和4年2月8日に新型コロナウイルス感染症やその他の重大な感染症の蔓延、又は大規模災害等の発生等により委員会を開会することが困難な場合の特例として、オンライン開催する場合の委員会条例が示され、議論の後、先行して委員会等をオンライン開催されている、他の自治体議会を参考に研究し9月定例会で確認することとした。

(4) 世羅町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の改正について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則が、令和5

年12月27日付で制定されたことにより規定を改正することとした。

(5) 世羅町議会議員政治倫理規程の見直しについて

小委員会で作成された案について、3月12日並びにこの度の委員会において出された意見をもとに条文中の文言整理をした後、9月定例会で確認することとした。

(6) 議員報酬の見直しについて

町議会議員の現状において、なり手不足問題を考えるならば、若い世代が生活しながら議員活動できる程度の報酬額とする配慮は必要である。町職員給与表のもととなる国家公務員の行政職俸給表(一)を参考に、職務・職責を確認したうえで見直すこととして議論を重ねた。その後、採決を行い賛成多数で町長から特別職報酬等審議会へ諮問することを議会として依頼することとした。

なお、委員会で確認した報酬案は、令和5年人事院勧告後の行政職俸給表(一)において、議員は4級1号俸271,600円、委員長は4級8号俸283,100円、副議長は5級1号俸295,400円、議長は6級6号俸333,500円とした。

(7) 議会中継について

一般質問のYouTube配信を開始するうえで、運用方針、利用規約、運用規程が必要なためこれらの確認をし、決定した。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長(米重典子) 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第10 学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告を行います。

学校給食センター整備運営調査特別委員長の報告を求めます。

○学校給食センター整備運営調査特別委員長(松尾陽子) 議長。

○議長(米重典子) 松尾委員長。

○学校給食センター整備運営調査特別委員長(松尾陽子) 学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和6年6月14日

世羅町議会議長 米重 典子様

学校給食センター整備運営調査特別委員会
委員長 松尾 陽子

学校給食センター整備運営調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和 6 年 6 月 12 日（水）午前 9 時開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、藤井照憲、高橋公時、上羽場幸男、矢山 武、
向谷伸二、田原賢司、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、
(米重議長)

(欠席委員 上本 剛)

- 4 説明員 町長、副町長、子育て支援課長、産業振興課長
教育長、学校教育課長

- 5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 工事進捗状況及び今後の工事概要について

3月に基礎部分の配筋作業を終了し、4月に基礎及び地中梁のコンクリート打設が完了した。5月よりスラブ（床部分）の配筋作業に入り、5月末にスラブのコンクリート打設を完了した。5月31日現在での進捗率は、26.4%でほぼ工程表どおりに進捗している。

6月より鉄骨の建方工事に着手し、鉄骨の本締め、2階の一部のスラブ配筋作業をおこなっている。今後は、1・2階のスラブコンクリート打設と並行して屋根工事や外壁工事が始まる。8月下旬から内装工事や電気・機械などの設備工事に入り、12月に厨房機器の据付けを行い、令和7年1月下旬竣工の予定である。

(2) 建築費指数について

財団法人建設物調査会が5月に発表した建築費指数の2015年の平均を100とした表で、2023年の7月（建築130.9/設備116.5）2024年1月（建築133.8/設備122.7）建設物価と建築単価ともに同程度の伸び率であり、変動率は0.94～1.02の範囲にあり、信憑性が高いと考える。

(3) 「世羅町らしい」給食の提供に向けた準備状況について

ア 米飯給食について

100%町内産のお米の納入に取り組む。精米ベースで1日当たり100kg、1週間で約500kg、年間で20t必要と考えている。産業振興課と連携し、世羅町集

落法人経営者協議会などへ納入条件を提示し、納入希望業者を募る。

委員から「納入業者は、法人、個人を問わず募集するのか」の問いに、納入量・保管・運搬を考えると個人では難しいのではないかと考える。令和7年度のスタート時点では、安定供給できるところと考えているが、生産者の方から声があがれば、法人・個人に限らず幅広く考えていければと思っているとの説明があった。

また「納品する米の値段は、どれくらいを想定しているのか」の問いに対しては、農水省が公表している金額 60 kg当たり 14,523 円、管内流通米（特別栽培）で 4,800 円と把握しているとの説明に、「精米して渡すとなれば 30 kg当たり 9,000 円でぎりぎり見合う金額なのではないか」との意見が出された。

イ 食育について

毎月テーマとなる食材を決め、各生産者を取材し、給食だよりやケーブルテレビや学校の授業を通じて、産地や生産者の顔が見えるよう取組をしている。お米もこの食材の一つとして食育に繋げていきたい。

委員から「世羅らしい給食の取組に向けた新しい取組は」の問いに、米は、100%地元のもの。それぞれの地元の米を給食放送やいろいろな学習でアピールしていきたいとの説明があった。

また「現在の食材納入業者は、どうなっていくのか」との問いに対しては、現在の方式を継続していく。必要な野菜を事前に示して幅広く町内産を取入れたいとの説明があった。委員から「いきなりでは、要求に応えられない。きちんとした計画を。」との意見が出された。

ウ 給食費について

現在の給食費は、小学校 230 円/食、中学校 260 円/食、保育所 4,500 円/月で、米飯給食になることで、年間約 600～1,000 万円程度の増額（25～40 円/食）が見込まれる。

委員から「今後の給食費はいくらになるのか」との問いに、米価分の 25 円～40 円のプラスになるが、物価上昇分も加味した上乘せを考えていくようになると思うとの説明があった。また、「保育所については」との問いには、完全給食ということで上がるものと考えているが、まだ金額ははっきりと決まっていない。子どもが食べる量に見合う金額をこれから算出するとの説明があった。

以上、学校給食センター整備運営調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長(米重典子) 以上で、学校給食センター整備運営調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 11 議員派遣についてを議題といたします。

本件については、会議規則第 129 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。お諮りします。

ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 6 年 第 2 回世羅町議会 定例会 を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 10時20分